

様式 5 の 8

糖尿病透析予防指導管理料 高度腎機能障害患者指導加算に係る
届出書添付書類

報告年月日： 年 月 日

本指導管理料を算定した患者数 (期間： 年 月～ 年 月)	① 名
①のうち、 $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ (mL/分/1.73 m ²) が 30 未満であったもの	② 名
②のうち、①の算定時点から 3 か月以上経過した時点で、血清クレアチニン又はシスタチン C が①の算定時点から不変又は低下しているもの	③ 名
②のうち、①の算定時点から 3 か月以上経過した時点で、尿たんぱく排泄量が①の算定時点から 20%以上低下しているもの	④ 名
②のうち、①で $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ を算出した時点から前後 3 月時点の $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ を比較し、その 1 月あたりの低下が 30%以上軽減しているもの	⑤ 名
③、④、⑤のいずれかに該当する実患者数	⑥ 名
⑥／②	%

[記載上の注意]

1. ①の期間は、報告月の 4 月前までの 3 か月間とする。

例：令和 4 年 1 0 月 1 日の届出

↓

令和 4 年 4 月～同年 6 月

2. ⑤の計算は、以下の例を参考にされたい。

例 1：

算出年月日	2 月 1 9 日	5 月 1 9 日	8 月 1 9 日
$eGFR_{Cr}$ (mL/分/1.73 m ²)	33.7	28.6	25.6

→前 3 月では $(33.6 - 28.6) / 3 \text{ 月} = 1.67 / \text{月}$ 、

後 3 月では $(28.6 - 25.6) / 3 \text{ 月} = 1.00 / \text{月}$

$(1.67 - 1.00) / (1.67) = 40\%$ で、1 月あたりの低下が 30%以上軽減となるため

該当。

なお、日付は± 1 週間の範囲で変動しても差し支えない。

例 2

算出年月日	2 月 1 2 日	5 月 1 9 日	8 月 1 2 日
eGFR _{Cr} (mL/分/1.73 m ²)	33.7	28.6	25.6

→ 2 月 1 2 日から 5 月 1 9 日は 3 月より長く、5 月 1 9 日から 8 月 1 2 日は 3 月より短い、± 1 週間の範囲であるため、例 2 と同様に計算する。